

岐阜県公報

第二千七百七十七号
平成二十八年八月三十日
(火曜日)

目次

告示

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱等の一部改正
土地収用法に基づく事業の認定
道路の区域変更

(市町村課) 五四五
(用地課) 五四五
(道路維持課) 五四七

告示

岐阜県告示第四百六十六号

岐阜県地域総合整備資金貸付要綱等の一部を次のように改正する。

平成二十八年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

(岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部改正)

第1条 岐阜県地域総合整備資金貸付要綱(平成5年岐阜県告示第790号の2)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

第5条第4項中「地域力創造対策実施要綱(平成21年3月31日付け総行政第116号総務事務次官通知)に基づき選定された「地域力創造推進地域」又は」を削り、「次項」の下に「及び第6項」を加える。

(岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示の一部改正)

第2条 岐阜県地域総合整備資金貸付要綱の一部を改正する告示(平成25年岐阜県告示第211号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「第5条第5項」を「第5条第5項及び第6項」に改める。

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第1条中岐阜県地域総合整備資金貸付要綱第3条第1項第2号の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

岐阜県告示第四百六十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の「法」という)第二十條の規定

に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定により次のとおり告示する。
平成二十八年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

一 起業者の名称

大野町

二 事業の種類

大野町「道の駅」整備事業

三 起業地

1 収用の部分

揖斐郡大野町大字下礪字道下地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

大野町「道の駅」整備事業（以下「本件事業」という。）は、次のとおり、法第二十條各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十條第一号の要件への適合性

本件事業は、大野町が地域振興施設及び防災拠点施設を整備するものであり、法第三條第三十二号に掲げる「地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、法第二十條第一号の要件を充足すると判断される。

2 法第二十條第二号の要件への適合性

本件事業の起業者である大野町は、地方公共団体であることから、本件事業を実施する権能を有するとともに、議会の議決を経て予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。
したがって、本件事業は、法第二十條第二号の要件を充足すると判断される。

3 法第二十條第三号の要件への適合性

(一) 得られる公共の利益
大野町では、富有柿などの特産品や多くの歴史的文化遺産を生かした観光振興を進めているが、少子高齢化の影響により地域コミュニティの維持が難しくなっ

てきており、また、大型工場の撤退等の影響により地域経済が低迷してきている等、地域全体の活力が低下してきている。また、本件事業の施行地区においては、大地震をはじめとする自然災害発生時の防災拠点の早急な整備が求められている。
本件事業の施行により、農産物及び特産品の販売などを行う施設が整備されることから、当該施設利用者に対する農産物及び特産品の情報発信、生産者と消費者の信頼関係の構築、農産物直売による地産地消の拡大、農家所得の向上、雇用の確保等、地域経済の活性化に寄与することが認められる。また、災害時における緊急消防援助隊の活動拠点等の広域防災拠点としての機能が整備されることから、災害時には、道路利用者、施設利用者及び地域住民の安全確保に大きく寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び岐阜県環境影響評価条例（平成七年岐阜県条例第十号）に定める対象事業ではないが、本件事業が環境に及ぼす影響について起業者が任意に調査したところ、起業地には、保護のため特別な措置を講ずべき動植物は確認されておらず、本件事業の施行により環境に及ぼす影響は少ない。また、起業地には、文化財保護法（昭和二十五年法律第二十四号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は、存在しない。
したがって、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

(三) 事業計画の合理性

起業地の選定に当たっては、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジからのアクセスに優れている土地を、大野町内において自動車交通量が最も多い岐阜関ヶ原線沿線から候補地として三案を選定し、社会的、技術的及び経済的観点から比較検討を行った結果、最も優れた案を選定しており、その選定は適切であると認められる。

(四) 総合的判断

本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。
また、本件事業の起業地の選定は、適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号の要件を充足すると判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

(一) 事業を早期に施行する必要性

3 (一)で述べたように、大野町は、少子高齢化による地域コミュニティの維持の困難や大型工場の撤退等の影響による地域経済の低迷等、地域全体の活力が低下しており、また、自然災害の発生時における広域防災拠点の早急な整備が求められていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(二) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 法第二十六条の二第二項の規定による図面の縦覧場所

大野町役場産業建設部建設水道課

岐阜県告示第四百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十八年八月三十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更別前	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
-------	-----	-----	--------	-------------	----------	----

県道	大垣線	養老郡養老町直江字梓池五六〇番三地从先から	同郡同町高田字井口北三三七番一地从先まで	後	前	六七	六七・九
----	-----	-----------------------	----------------------	---	---	----	------

平成二十八年八月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社